

自己点検・評価報告書

対象期間：令和元年度～令和5年度

2024年（令和6年）9月

一般財団法人 教員養成評価機構

目次

■教職大学院等の認証評価にあたって・・・・・・・・・・	3
(1) 組織の目的と設立経緯	
(2) 活動の状況	
■点検・評価報告書の作成過程・・・・・・・・・・	4
■評価基準に関する事項・・・・・・・・・・	5
□状況	
□事項の達成状況と自己分析	
■評価方法に関する事項・・・・・・・・・・	10
□状況	
□事項の達成状況と自己分析	
■認証評価の実施状況に関する事項・・・・・・・・	12
□状況	
□事項の達成状況と自己分析	
■組織及び運営の状況に関する事項・・・・・・・・	16
□状況	
□事項の達成状況と自己分析	
■今後の活動に向けて・・・・・・・・・・	18

■教職大学院等の認証評価にあたって

(1) 組織の目的と設立経緯

一般財団法人教員養成評価機構は、専門職大学院のうち教職大学院等の認証評価の実施を目的とする認証評価機関である。

平成17年5月、日本教育大学協会は、教職大学院認証評価機関設立準備委員会を設置し、平成21年3月までの4年間「教職大学院の評価基準及び組織のあり方に関する開発研究」を行い、発起人が集い、研究成果を引き継ぎ、平成21年4月、任意団体教職大学院評価機構を立ち上げた。

本機構は、教職大学院等の認証評価を行うため、試行評価を重ね、有識者から意見を集め、また、その間に機関の名称を教員養成評価機構と改め、中央教育審議会大学分科会認証評価機関の認証に関する審査委員会の審査を受け、平成22年3月、文部科学大臣から認証評価機関として認証を受けた。

本機構の認証評価の対象は、次のとおり。

① 専門職大学院設置基準第26条に規定される教職大学院

学位の名称は、「教職修士（専門職）」

② 専門職大学院設置基準第26条に規定される教職大学院以外の専ら幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（注）の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とする課程を置く専門職大学院（学校教育系専門職大学院）

学位の名称は、「学校教育修士（専門職）又はこれに相当する名称」

（注）専門職大学院設置基準の改正により、現在は、これらに、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する「幼保連携型認定こども園」が含まれる。

なお、任意団体の教員養成評価機構は、平成24年4月2日、現在の一般財団法人教員養成評価機構になった。

(2) 活動の状況

○令和元年度以降の教職大学院の認証評価

教職大学院は、平成31年4月現在、国立大学47大学、私立大学7大学、計54大学に開設され、評価対象期間中（令和5年度まで）は、数に変動はない。

本機構は、教職大学院の認証評価を行う唯一の認証評価機関として、円滑かつ適正な評価活動を行うため、大学側の協力を得ながら、可能な限り年間実施数の偏りを減らすことに努め、評価対象期間中の実施数は、令和元年度12、2年度13、3年度10、4年度9、5年度11、（令和6年度（実施中）12）で推移している。

また、全教職大学院が令和元年度適用の「教職大学院評価基準」を1回以上実施することとなる時期を捉え、評価基準を見直し、令和6年度から適用する3度目の基準改定を行っ

た。改定に際しては、中央教育審議会等の議論の趣旨を踏まえ、また専門職大学院設置基準等関係法令の改正内容等を反映させている。

○学校教育系専門職大学院の認証評価

評価対象期間中、学校教育系専門職大学院の認証評価の申請はなかった。

○その他の活動

本機構では、平成30年度から令和元年度の2年間、文部科学省「教員の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」による教職課程の質保証・向上に向けたシステムの開発「教員養成教育認定評価開発研究の推進」「教職課程の内部質保証システムのモデル開発」事業を行った。

■点検・評価報告書の作成過程

- ◇ 本機構は、認証評価機関が行う自己点検・評価の実施にあたり、平成31年3月開催の理事会において、自己点検・評価の実施年度、実施の方法を決定し、本機構点検評価委員会規程を定めた。
- ◇ 2回目の自己点検評価を実施するにあたり、令和6年3月開催の評価委員会において、自己点検・評価報告書（原案）のうち、「評価基準に関する事項」「評価方法に関する事項」について検討した。
- ◇ また、令和6年3月開催の理事会において、自己点検・評価報告書（原案）のうち、「認証評価の実施状況に関する事項」「組織及び運営に関する事項」について検討した。
- ◇ 令和6年3月開催の理事会において、点検評価委員会委員を次のとおり選出した。

委員長	高橋 正敏	(機構事務局長)
委員	添田 久美子	(機構理事)
委員	田幡 憲一	(機構評価アドバイザー)
委員	松本 修	(機構評価アドバイザー)
委員	大江 近	(機構評議員)
- ◇ 令和6年4月開催の点検評価委員会において、自己点検・評価報告書（案）を作成した。
- ◇ 令和6年5月開催の理事会において自己点検・評価報告書を承認した。

■評価基準に関する事項

□状況

本機構は、2つの評価基準（教職大学院評価基準、学校教育系専門職大学院評価基準）を有している。

教職大学院の認証評価は、教職大学院評価基準の評価領域の中に設定した「基準」ごとに「基準」の内容を満たしているかを評価している。「基準」の達成状況を分析するために、「基準」ごとにいくつか「基本的な観点」（令和6年度以降は「観点」）を設定している。

○教職大学院評価基準

令和元年度～令和5年度の評価に適用した評価基準は、10の基準領域を設定している。また、3度目の基準改定を行い、令和6年度から適用する教職大学院評価基準では7の基準領域とした。

令和6年度から適用する評価基準の改定は、令和4年3月開催の評価委員会において改定に関する発議を行い、同年5月開催の理事会において基準改定の検討にあたる評価基準専門委員会を設置した。評価基準専門委員会において検討を重ね（令和4年7月27日、9月12日、令和5年1月30日、2月14日の4回開催）、検討にあたっては、各教職大学院、関係団体等から意見を聴取した。令和5年3月16日開催の評価委員会において改定案を審議し、機構ウェブサイトで約1カ月にわたるパブリック・コメント、各教職大学院から再度の意見集約を図り、令和5年5月31日開催の評価委員会の議を経て評価基準を改定した。（別添1）

改定に際しては、教育活動を推進する規程等の策定・設置、実施体制等を確認する段階から、具体的取組、改善等が機能しているかを確認する方向に移行し、また、機関別認証評価の項目との棲み分けを図り、重複を整理し、分野別認証評価だからこそできる評価を目途に、さらには、従前の評価項目を重点化し、基準領域、基準、観点を整理を図った。

これにより、15の基準（改定前24）と41の観点（改定前（基本的な観点）87）とした。改定前の「基本的な観点」は、すべてに定める必要はなかったが、改定後は、41の観点すべてについて記述を求めることにした。

「前回評価の指摘事項の対応状況」については、その重要性を考慮し、本機構からあらかじめ該当項目を明示するとともに、基準ごとの状況記述とは別に、一括して記述を求めることとした。

教職大学院等に関わる「法令要件事項」（11項目－別添2）については状況の記述を省き資料等の確認によるチェック式とすることで簡略化を図った。

評価基準の改定にあたっては、中央教育審議会答申「「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」（令和4年12月19日）、専門職大学院設置基準等一部改正等の趣旨を踏まえた内容とした。

□事項の達成状況と自己分析

本機構の評価基準は、「学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用する際に必要な細目を定める省令」(平成16年省令第7号)第1条第3項第1号イ～ホに定められた事項を、満たしたものになっている。

令和6年度から適用する基準改定により各教職大学院における具体的取組、改善状況等を確認する方向に移行することから、本機構ウェブサイトに掲載する各教職大学院の自己評価書によって取組、改善の状況、及び教育活動の強みや特色がより具体的に、明確に示され、各教職大学院等の情報公表の一助になることが期待される。

別添1 教職大学院評価基準の基準領域と基準

(令和5年5月31日改正、令和6年度認証評価から適用)

基準領域1 学生の受入れ

基準1-1

○ アドミッション・ポリシーに沿い、入学者数の確保に努めるとともに、公平性、平等性、開放性を確保した学生の受入れを行っていること。

観点1-1-1 どのようなコース等を設定し、学生を受入れているか。

観点1-1-2 どのような取組により、入学者選抜の公平性、平等性、開放性を確保しているか。

観点1-1-3 入学者数を確保するため、どのような取組を行っているか。実入学者数が入学定員を大幅に下回る又は超える場合、是正に向けてどのような手立てをとっているか、あるいは是正のためにどのような検討を行っているか。

基準領域2 教育の課程と方法

基準2-1

○ 教職大学院の制度並びに各教職大学院の目的に照らして、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成していること。

観点2-1-1 教職大学院の目的・機能を果たすのにふさわしい教育課程編成とするため、どのようなことに重点を置いて取り組んでいるか。

観点2-1-2 共通科目、専門科目、実習科目、課題研究等を関連させ、体系的な教育課程編成を図るために、どのような工夫をしているか。

観点2-1-3 教育課程編成上、教育学、心理学、教科専門といった特定の学問領域に専門特化しないためにどのような方策をとっているか。

基準2-2

○ 教職大学院の制度並びに各教職大学院の目的に照らして、ふさわしい授業内容、授業方法・形態になっていること。

観点2-2-1 教職大学院の目的・機能を果たすのにふさわしい授業内容、授業方法・形態とするために、どのようなことに重点を置いて取り組んでいるか。

観点2-2-2 学校等での実態に沿った授業内容、授業方法・形態とするため、どのような取組を行っているか。

観点2-2-3 学生の学修履歴、実務経験等に配慮した授業内容、授業方法・形態とするため、どのような取組を行っているか。

観点2-2-4 特に、オンラインによる授業等における学生の要望や負担等に、どのように対応しているか。

基準2-3

○ 教職大学院にふさわしい実習になっていること。

観点2-3-1 実習は、どのような時期、方法等により実施し、また実習科目全体の系統性等を持たせるために、どのように取り組んでいるか。

観点2-3-2 実習において、学生が希望する学校種並びに学生の研究テーマに沿った連携協力校(実習校)等をどのように確保しているか。

観点2-3-3 教職大学院の教員は、実習の巡回指導をどのような体制でどの程度行い、また学生に対する省察の機会をどのように確保しているか。

観点2-3-4 現職教員学生の実習は、現籍校あるいは現籍校以外での実習に限らず、実習の目的を達成するために、どのような手立てをとっているか。

観点2-3-5 実習により修得する単位を免除する場合、免除すべき理由をどのように担保しているか。

基準2-4

○ 成績評価・単位認定、修了認定が教職大学院の教育の在り方に照らして適切であること。

観点2-4-1 成績評価・単位認定、修了認定が適切であることを、どのように保証しているか。

観点2-4-2 成績評価等に関する学生からの異議について、どのような措置を講じているか。

観点2-4-3 成績評価等の妥当性について、検討する機会を設けているか。

基準領域3 学習成果

基準3-1

○ 各教職大学院の目的及びディプロマ・ポリシーに沿って、学習成果があがっていること。

観点3-1-1 教職員と学生は、学習成果をどのように把握、共有し、また、どのように改善に生かしているか。

観点3-1-2 教員等就職状況の結果と学生の学習成果の関連性をどのように分析し、検証を行っているか

基準3-2

○ 修了生の学習成果の把握に努めていること。

観点3-2-1 修了生の修了後の学習成果を、修了生及び修了生の赴任先の学校関係・教育委員会等の意見聴取から、どのように把握しているか。

観点3-2-2 修了生の修了後の学習成果や課題を、短期的、中長期的にどのように把握しているか。または、どのように把握しようとしているか。

基準領域4 教育委員会等との連携

基準4-1

○ 教育委員会等との連携が機能していること。

観点4-1-1 各教職大学院は、各教職大学院の事情及び地域の状況等を踏まえ、教育委員会等と連携して、どのような取組を行っているか。また、教育活動等にどのように生かしているか。

基準領域5 学生支援と教育研究環境

基準5-1

○ 履修指導並びに学修支援を適切に行っていること。

観点5-1-1 学生の学修履歴、実務経験等の違いに応じて、どのような履修指導並びに学修支援を行っているか。

観点5-1-2 教職大学院の修了生にどのような学修支援を行っているか。

基準5-2

○ 生活支援、キャリア支援、経済支援の取組、並びに学生に対するハラスメント、メンタル・ヘルス等に対応する措置が適切であること。

観点5-2-1 学生に対して、生活支援、キャリア支援にどのように取り組んでいるか。また、ハラスメント、メンタル・ヘルス等にどのように対応しているか。これらのことに関して教職大学院独自のものはあるか。

観点5-2-2 学生に対して、どのような経済的支援（検定料、入学料及び授業料の減免等）に取り組んでいるか。また、教職大学院独自の取組はあるか。

基準5-3

○ 施設・設備並びに図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報資料を、有効に活用していること。

観点5-3-1 どのような施設・設備を有効に活用しているか。

観点5-3-2 特に、情報ネットワーク関連の施設・設備として、どのような施設・設備を有効に活用しているか。

観点5-3-3 どのような図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報資料を整備し、有効に活用しているか。

観点5-3-4 特に、複数のキャンパス及びサテライト・キャンパスがある場合、それぞれに整備した施設・設備は、どのように連携を図っているか。また、効率的に活用するため、どのように取り組んでいるか。

観点5-3-5 教職大学院の教育研究環境の維持に、必要とされる経費が投じられているか。

基準領域6 教育研究実施組織

基準6-1

○ 教育研究上の目的を達成するための組織が機能していること。

観点6-1-1 教育研究上の目的を達成するために、どのような組織を編成し、管理運営を行っているか。

観点6-1-2 教育研究上の目的を達成するために、教員の組織は、どのような点に重点を置いた構成となっているか。

観点6-1-3 教員組織の活動をより活性化するため、専任教員の採用及び昇格等や授業担当教員の配置について、どのように手立てをとり、また顧慮しているか。

観点6-1-4 授業や学生指導等に係る教員個々の負担の偏りを是正するために、どのような対応に努めているか。

基準6-2

○ 教育研究上の目的を達成するために、組織的に研究する環境を備え、またFDに取り組んでいること。

観点6-2-1 組織的な研究環境がどのように築かれ、どのような研究活動を行っているか。

観点6-2-2 教職員の協働によるFDの活動組織がどのように機能し、日常的にどのような活動を行っているか。

観点6-2-3 教育研究上の目的を達成するため、教員と事務職員等がどのような連携を図っているか。

基準領域7 点検評価と情報公表

基準7-1

○ 教職大学院の教職課程の自己点検・評価を定期的、組織的に行っていること。

観点7-1-1 教職大学院の教職課程の自己点検・評価をどのように行っているか。

基準7-2

○ 教職大学院の教育研究活動等の状況並びに成果を、広く社会に公表するため、積極的に発信していること。

観点7-2-1 教職大学院の教育研究活動等の状況並びに成果はどのような方法等により、発信しているか。

別添2 法令要件一覧

	項 目	根拠法令等
1	教育課程連携協議会の設置、産業界等（教育委員会）との連携による教育課程の編成、実施・評価。	専門職大学院設置基準第6条第3項、第6条の2
2	5領域についての授業科目（共通科目）の開設 (1) 教育課程の編成及び実施に関する領域・・・	平15年告示第53号第8条第1項
3	1年間又は1学期に履修科目として登録できる単位数 の上限の設定	専門職大学院設置基準第11条
4	修了要件単位数（45単位以上）うち実習10単位以上	専門職大学院設置基準第29条
5	学生に対する評価及び修了の基準の明示等	専門職大学院設置基準第10条第2項

6	専任教員数	平 15 年告示第 53 号第 1 条 教科教育関連：平 26 年告示第 161 号
7	必置専任教員数に対する実務家教員数	平 15 年告示第 53 号第 2 条第 5 項
8	必置実務家教員のうちみなし専任教員の割合	平 15 年告示第 53 号第 2 条第 2 項
9	みなし専任教員の業務要件	平 15 年告示第 53 号第 2 条第 2 項 平 30 年告示第 66 号
10	必置専任教員のうち教授の割合	15 年告示第 53 号第 1 条第 7 項
11	S D 研修に該当する機会の設定等	大学院設置基準第 9 条の 3 第 1 項

■評価方法に関する事項

□状況

本機構の認証評価は、ピアレビューを基本としている。

評価作業は、本機構が委嘱した評価員で構成する評価専門部会が行う。具体的評価作業は、6名の評価員による評価チームが、原則2大学の認証評価を担う。評価員6名の内訳は、教職大学院専任教員として従事する者（教職大学院関係者）4名、退職校長経験者、教育委員会関係団体推薦、教育関係学会推薦、マスコミ関係者等の者（外部有識者）2名で構成する。評価を実施する教職大学院ごとに1名の主査を配置する。

評価員は、まず書面調査として教職大学院が作成した自己評価書の分析にあたる。

自己評価書には、「基礎データ」として①現況票、②専任教員個別表、③専任教員の教育・研究業績、④全授業科目のシラバス、及び自己評価書の記載事項を裏付ける「資料・データ」が添付される。

評価チームは、9月にチーム会議を開催し、書面調査の分析結果から訪問調査の確認事項を整理し、それを基に10月～11月に訪問調査を行う。

訪問調査は、1.5日の日程で実施し、教職大学院関係者（教員）との面談、開設授業の視察、学習環境施設・設備の視察、学生との面談、修了生との面談、連携協力校等の校長等との面談、教育委員会関係者との面談、連携協力校視察等を行う。

令和2年度の認証評価からコロナ禍の影響を受け、訪問調査は、それぞれの有効性、必要性を考慮し、現地訪問視察1日（教職大学院関係者（教員）との面談、連携協力校視察、学習環境施設・設備の視察、学生との面談）とウェブによる面談半日（修了生との面談、連携協力校等の校長等との面談、教育委員会関係者との面談、開設授業のビデオ視聴等）を併用する方法に変更した。

本機構では、訪問調査による現地確認の重要性に鑑み、コロナ禍の年度においてもすべてをウェブに移行せず現地を訪問する調査を実施した。ただし、現地訪問視察は、訪問する評価員を半分に減らし、訪問しない評価員は面談等にウェブで参加した。

対象期間中、訪問調査時期がそれぞれ感染拡大期を免れた事情もあり、一部、連携協力校の実習視察等において画像による代替措置が生じたものの概ね予定通りの行程で実施できた。

ウェブによる方法の変更は、当初、ウェブを介した意思の疎通に苦慮し、機器の操作に戸惑いもあったが、評価員からは出張等による時間的拘束が大幅に緩和され、今後においても現地訪問とウェブの併用によるさらに有効な方法を検討していく。

また、現地訪問による大学院の授業視察は、実施時期、曜日、時間帯等日程を調整する上で困難を伴うため、令和4年度から事前に収録した画像を視聴する方法に変更し、評価員はウェブによる面談時に一斉視聴することとした。その際、授業担当教員の出席を求め、授業についての説明、質疑応答を行った。訪問調査の実施例は**別添3**を参照。

訪問調査の後、12月開催の評価専門部会において、評価結果の原案を決定し、評価委員会に諮る。1月開催の評価委員会は、評価結果案を決定し、一旦、認証評価実施大学に評価結果案を提示する。意見申立の機会を約1か月設け（意見申立てがあった場合は、評価委員会の下に意見申立審査会を設置し、その報告を受けて）、3月開催の評価委員会において、評価結果を正式決定する。

評価結果は、文部科学大臣に報告するとともに、本機構ウェブサイトに掲載し広く社会に公表している。本機構の評価結果報告書は、一連の分析、調査をもとに各評価チームが議論を重ね、基準ごとに各教職大学院の教育活動等の水準の維持、向上の一助となるよう指摘、提案を行うとともに、各教職大学院の不断の努力を反映しうる内容となるよう努めている。

□事項の達成状況と自己分析

本機構の評価方法は、「学校教育法第110条第2項に規定する基準の適用するに際して必要な細目を定める省令」（平成16年省令第7号）第1条第1項第5号に定められた「評価方法に、大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析、大学の教育研究活動等の状況についての調査が含まれていること。」並びに同条第3項第2号に定められた「評価方法に、当該・（中略）・若しくは専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの（関連職業団体関係者等）及び高等学校、地方公共団体その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。」のいずれについても、満たしたものになっている。

最初の教職大学院が設置されて10年以上が経過し、教職大学院を取り巻く環境、教職大学院に課された役割が変化していることから評価員の間で、教職大学院に係る細部の捉え方に齟齬が生じないように、評価員に対しては、事例課題を用いた研修等を行い、また資料を配付・説明し、共通理解を得る機会を設けて対応している。

さらには、評価方法等の改善を図るため、毎年度、評価員及び認証評価を実施した大学

を対象にアンケート調査を行っている。

別添3 訪問調査 実施例（令和4年度 東京学芸大学教職大学院）

時 間	項 目	実施時間
現地訪問視察（10月14日）		
9:30-10:00	大学集合 資料・データ確認、収集、評価チーム会議	
10:00-10:30	学習環境調査（教職大学院棟、大学院アクティブラーニングセンター）	30分
10:30-11:00	移動（大学→連携協力校）	
11:00-12:00	連携協力校（実習校）事前録画授業視聴・校長との面談 （国分寺市 公立小学校）	1時間
12:00-12:30	移動（連携協力校→大学）	
12:30-13:30	（昼食・休憩）	
13:30-15:30	教職大学院関係者との面談（教職大学院長（理事）、専攻代表、専任教員5名（うち実務家教員2名））	2時間
15:45-16:45	在学生との面談（6名）	1時間
16:45-17:15	評価チーム会議	
ウェブによる面談（11月18日）		
14:00-14:30	評価チーム会議	
14:30-15:30	教育委員会等関係者との面談（2名）	1時間
15:45-16:45	連携協力校校長との面談（3名）	1時間
15:45-17:45	授業科目視聴 「教員のための学校組織マネジメント」（7月1日収録） 科目説明－視聴（40分）－質疑応答	1時間
18:00-18:45	修了生との面談 2名（小学校教員、教委指導主事）	45分
18:45-19:15	教職大学院関係者との面談（4名）（追加事項等の確認）	30分
19:15-19:30	評価チーム会議	

■ 認証評価の実施状況に関する事項

□ 状況

本機構は、平成22年度から認証評価を開始した。評価対象期間中の令和元年度からは、次のとおり認証評価を実施している。

年度	実施大学（実施数）	評価結果等
令和元	【教職大学院】岩手大学、秋田大学、茨城大学、千葉大学 富山大学、金沢大学、大阪教育大学、広島大学、香川大 学、愛媛大学、佐賀大学、大分大学（12）	すべて適合
令和2	【教職大学院】弘前大学、山形大学、群馬大学、上越教育大 学、福井大学、愛知教育大学、滋賀大学、京都教育大学、 兵庫教育大学、鳴門教育大学、鹿児島大学、創価大学、玉 川大学（13）	すべて適合
令和3	【教職大学院】北海道教育大学、宮城教育大学、福島大学、 横浜国立大学、岐阜大学、三重大学、奈良教育大学、熊本 大学、早稲田大学、常葉大学、立命館大学（11）	すべて適合
令和4	【教職大学院】宇都宮大学、東京学芸大学、山梨大学、静岡 大学、岡山大学、高知大学、福岡教育大学、長崎大学宮崎 大学（9）	すべて適合
令和5	【教職大学院】埼玉大学、千葉大学、新潟大学、信州大学、 大阪教育大学、和歌山大学、島根大学、山口大学、琉球大 学、聖徳大学、帝京大学（11）	すべて適合
令和6	【教職大学院】弘前大学、岩手大学、秋田大学、茨城大学、 富山大学、金沢大学、広島大学、鳴門教育大学、香川大学、 愛媛大学、佐賀大学、大分大学（12）	評価中

令和元年度から令和5年度まで実施した認証評価においては、すべて教職大学院評価基準に適合する評価結果を決定した。

評価結果案に対して大学側からの意見申立は 6 件（令和元年度：1 件（秋田大学）、2 年度：2 件（上越教育大学、鹿児島大学）、3 年度：2 件（岐阜大学、早稲田大学）、4 年度：1 件（山梨大学）、5 年度 1 件（聖徳大学））（別添 4）。意見申立については、評価委員会の下に設置された意見申立審査会において事実誤認等の有無を審査し、評価委員会に検討状況を報告し、評価委員会の議を経て正式な評価結果を決定している。

別添 4 意見申立の概要と対応 要旨抜粋

該当年度 ／大学	意見申立概要	機構の対応
令和元年度 秋田大学	基準 3-3 学校実習の目的、学生の研究課題等の説明は実習前から適宜説明を行っており「大学側が学校現場の忙しさに配慮して遠慮があった」という記述は事実と異なる。	「大学側が学校現場の忙しさに配慮して遠慮があった」部分を削除。

令和2年度 上越教育大学	基準3-1 改組に伴う新たなカリキュラム・ツリーについては、自己評価書提出時作成中であったが、「書面審査に基づき確認を要する事項等」の回答として追加資料を提出している。	「本認証評価時点で作成中ということであるのでこの点は引き続き、課題としての取り組みが望まれる。」部分を削除。
	基準10-1 上越教育大学教職大学院外部評価会は平成27年度に廃止されており、自己評価書にも記載していないため、記述を削除いただきたい。	「教職活動全般についての意見聴取のために、上越教育大学教職大学院外部評価会が開催されている。」部分を削除。
令和2年度 鹿児島大学	基準3-3 「高度化実践実習Ⅱ」は、これまで全ての現職教員学生が免除。また、「重点領域実践実習Ⅰ」は、令和元年度に1名が免除されている旨、資料3-3-16に示しており、「現在まで申請者はいない」との記述は実態と異なる。	「「高度化実践実習Ⅱ」については、これまで29名全ての現職教員学生が免除されている。また、「重点領域実践実習Ⅰ」については、令和元年度に1名が免除されている。」に修正。
令和3年度 岐阜大学	基準3-3 学校管理職養成コース2年次の所属校における教頭職務インターン実習は校長から与えられる課題解決実習がメインとなるが、在学中の異動、業務軽減がなされないことについては教育委員会や実習校との協議の上人事異動における配慮について既に依頼を行い、対処している。	「既に教育委員会と協議し人事異動方針等に明記されたことを踏まえ、今後、方針が実質的に運用されることを継続的に検証し、協議を続けることを期待する。」に修正。
令和3年度 早稲田大学	基準5-1 教職就職の支援について公立学校向けの内容が多く、私立学校向けの支援の充実についての指摘については、関係授業の開設、私立学校に特化したガイダンスの実施、先輩の経験談を聴く機会、冊子の作成等、他に比べ、私立学校向けの指導は提供できている。	「公立学校向けの内容が多く」部分を削除。 「私立の教員養成は早稲田大学の特徴でもあり、より一層の充実が期待される。」に修正。
令和4年度 山梨大学	基準6-2 「実務家教員の選考及び採用・昇任についての明文化に向けて、さらに検討を継続することが必要である。」の記載は、「大学院総合研究部教育学域(教員実践創成専攻)実務家教員の選考に関する申合せ(資料6-2-7)に	「実務家教員の選考及び採用・昇任についての明文化に向けて、さらに検討を継続することが必要である。」部分を削除。

	において既に明文化している。	
令和5年度 聖徳大学	基準1-2 3つのポリシーで教職未経験者と現職経験者をすべて区分するよう言及されていることについて、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーについては両者を区分していないが3つのポリシーとも両者を念頭に置いて記述に触れている。	評価案のとおり。 学部卒学生と現職教員学生の違いに考慮したも のとなっているところではあるが、さらに学生や入学希望者によりわかりやすく示すことが望ましいと考え、示し方の一例を提案したものである。

本機構は、令和元年度適用の基準改定に併せて、評価結果の決定を1年度に限り「保留」する措置を導入したが、令和元年7月学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係通知の趣旨に沿って当該扱いの見直しを検討し、「保留」を廃止することし、令和2年3月開催の理事会において「教職大学院等の認証評価に関する規程」を改正し、「保留」を廃し、評価結果の決定までの期間を一時的に延長する扱いを定めた。(令和2年度の認証評価から適用) 具体には、3月開催の評価委員会において、評価結果の決定ができなかった場合に限り、決定を延長し、当該大学から確認資料等の提出(4月末日期限)を求め、通常5月あるいは6月開催の評価委員会において、評価結果を決定することとした。

なお、令和5年度まで「延長」の扱いとした大学はない。

また、本機構では、「大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該認証評価を行うとしていること。」(平成16年省令第7号第3条第1項第2号)に基づき、なおかつ、現在設置の教職大学院数に対応した各年度の認証評価の円滑かつ適正な実施を図るため、設置後、最初の認証評価の実施年度については、大学側の意向を伺いながら、本機構における年度ごとの実施数が平均的な数(10大学から15大学程度)に収まるようにし、また、2回目以降の認証評価の実施年度については、できるだけ5年目とするようお願いしてきた。大学の事情により実施年度を前倒する大学には、申請時期の前にあらかじめ連絡を受け、本機構の実施体制を整え、大学の意向に沿った年度に実施するよう努めてきた。評価対象期間中、2回目以降の実施でこれまで前倒しのあった大学は5大学(令和3年度に1大学、令和5年度に2大学、(令和6年度2大学))である。

□事項の達成状況と自己分析

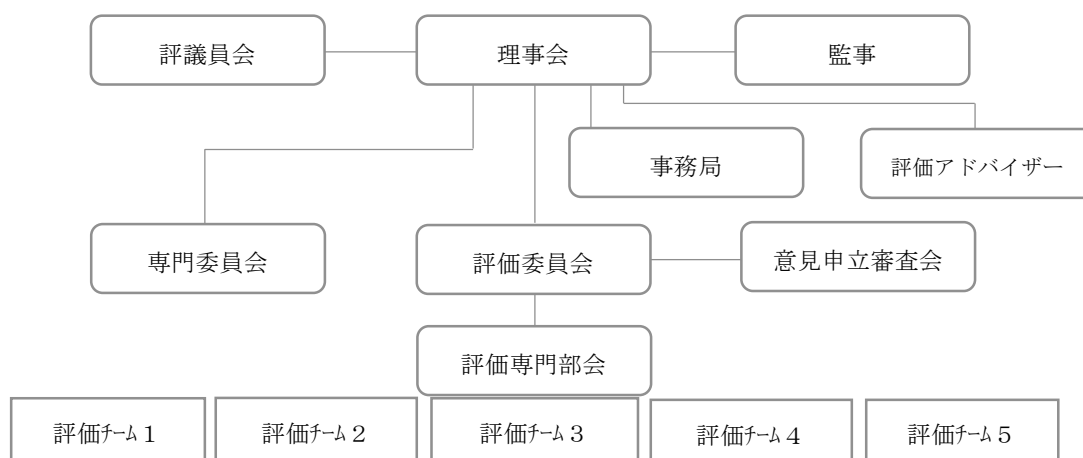
本機構による教職大学院等の認証評価については、評価対象期間中、所定の日程、方法に従い実施し、評価結果を決定し、すべて文部科学大臣に報告しており、適切に実施していると判断する。

評価結果の決定に伴い、評価報告書には「基準ごとの概評」を記載している。評価作業における評価員の意見等をまとめ、指摘事項、要望、提案等を示すことにより、当該教職大学院の改善を促している。指摘事項に対する対応は、きわめて重要と捉え、次回の認証評価において必ず対応状況、改善状況を確認することとしている。

■組織及び運営の状況に関する事項

□状況

本機構の組織の構成は、次のとおりである。



本機構における認証評価事業の実務は、評価委員会、評価専門部会、意見申立審査会が担っている。

評価委員会は、評価基準の策定、評価結果の決定、意見申立の対応、評価員の選定、評価員の研修計画の策定等について審議する。評価委員会委員の任期は2年。これに、当該年度の評価専門部会部会長、副部会長の2名が任期1年の委員として加わる。

評価専門部会は、評価員全員で構成する。評価作業に従事し評価結果原案を作成する。評価作業は、評価員6名で構成する評価チームごとに行い、1つの評価チームは原則2大学を担当する。

意見申立審査会は、評価実施大学に提示した評価結果案に対して当該大学から意見申立があった場合、事実誤認等の有無を審査し、評価委員会に報告する。

専門委員会は、評価基準の改正等必要な事由が生じた場合に随時設置する。

評価アドバイザーは、事務局の業務を支援し、指導助言を行い、また相談に応じる。評価員を経験した者等から毎年度、若干名委嘱する。

本機構の事務局の体制（令和6年4月現在）は、次のとおりである。

事務局長	東京学芸大学副学長・事務局長（兼務）
事務局次長	東京学芸大学総務部長（兼務）
事務課長	東京学芸大学総務部総務課付課長（在籍出向）
事業係長	東京学芸大学総務部総務課付係長（在籍出向）
事務局員	専従
事務局員	専従

事務所は、建物使用料、光熱水料を支払い、東京学芸大学本部棟1階の1室を借用している。

本機構が、認証評価機関として文部科学大臣から認証を受けた際に「大学分科会における認証評価機関の認証に関する意見」として以下の2つの意見を付されている。

- 評価活動が適確かつ継続的に実施されるよう、財政基盤の安定化に努めることが必要である。
- 評価の公平性の確保や質の高い評価を実施するために、事務局体制のさらなる充実が望まれる。

特に前者については、現在、一般財団法人として組織基盤の安定化は図られている。また、認証評価手数料による事業収入で運営可能な財政計画を策定し、適正な維持・管理に努めている。

事務局に専従職員を2名雇用し、令和2年度から東京学芸大学からの在籍出向者2名分の給与相当額を同大学に支払うことでできるだけ同大学の人的支援に頼らない体制づくりに努めている。

また、前回評価で指摘された「組織に関する情報（財務 情報等）について、わかりやすく社会に公表すること」に対しては、本機構のウェブサイト「事業収支計画」を掲載している。

□事項の達成状況と自己分析

本機構は、「教職大学院等の認証評価に関する規程」（平成21年10月理事会決定）に定めた事業組織及び事務局が維持され、財政上の負債を抱えることなく事業を実施しており、適切に運営されていると判断する。

年度ごとに実施数に増減が生じることから、本機構の財政基盤に悪影響を及ぼさないよう複数年度における動向を勘案した計画的な認証評価事業を実施していくことが求められている。

■今後の活動に向けて

平成20年度に最初の教職大学院が設置され、平成22年度に開始した本機構の認証評価も既に10年以上になった。全国に設置された教職大学院は、それぞれの地域の中核的な拠点として、連携しながら日々、教育研究活動を展開している。本機構の認証評価は、訪問調査における面談を通して、教育委員会、学校（連携協力校）関係者に教職大学院の教育活動等について、理解を深める機会を提供している。

令和4年10月、一部改正された専門職大学院設置基準第1条第3項に「・・・並びに認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。」が追加され、認証評価事業は今後ますます重要なものとなっている。

また、認証評価を行う評価基準の事項の追加、分野別認証評価と機関別認証評価のサイクルが異なること等に伴い認証評価を受ける大学の負担を軽減する仕組み、分野別認証評価の合理化等、認証評価に関するさまざまな議論が進行中である。今後において本機構の事業運営に大きな影響を及ぼすことが予想される内容が含まれており、本機構としては、こうした改革の動向を注目しながら、常に改善・向上に努め、厳正な認証評価事業を行い、今後においても、教職大学院を認証評価する機関としての役割を果たしていきたい。

一般財団法人 教員養成評価機構

〒184-8501 東京都小金井市貫井北町4-1-1 東京学芸大学内

電話 042-329-7860

ファクシミリ 042-329-7889

メールアドレス hyokajimu@iete.jp

URL <https://www.iete.jp/>